（濃度確認を受けた物を放射性汚染物でないものとして取り扱う法令）

第二十条の三　法第三十三条の二第三項に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。

一　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

二　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

三　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）

四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

五　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）

六　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）

七　海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）

八　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）

九　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）

十　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）

十一　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）

十二　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）

十三　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令

十四　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）

第三十一条中「第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八」を「第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（登録濃度確認機関の登録等に関する読替え）

第二十六条の二　法第四十一条の二十六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の二十五
第四十一条第二項、第四十一条の二第一項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項	第十二条の二第一項	第三十三条の二第一項

第二十七条中「法第四十一条の二十八」を「法第四十一条の三十」に改め、同条の表第四十条の項中「第四十一条の二十五」を「第四十一条の二十七」に改め、同表第四十一条の二第二項の項中「第四十一条の二十六」を「第四十一条の二十八」に、「第四十一条の二十八」を「第四十一条の三十」に改める。

第二十八条中「法第四十一条の三十二」を「法第四十一条の三十四」に改め、同条の表第四十条の項中「第四十一条の二十九」を「第四十一条の三十一」に改め、同表第四十一条の二第二項の項中「第四十一条の三十」を「第四十一条の三十二」に、「第四十一条の三十二」を「第四十一条の三十四」に改める。

第二十九条中「法第四十一条の三十八」を「法第四十一条の四十」に改め、同条の表第四十条の項中「第四十一条の三十三」を「第四十一条の三十五」に改め、同表第四十一条の二第二項の項中「第四十一条の三十四」を「第四十一条の三十六」に、「第四十一条の三十八」を「第四十一条の四十」に改める。

第三十一条第一項の表の八の項イ及びハ中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同表の十七の項を同表の十九の項とし、同表の十の項から十六の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の九の項の次に次のように加える。

十　法第三十三条の二第一項の濃度確認を受けようとする者	五十一万五千九百円（法第三十三条の二第一項の濃度確認を受けようとする物の重量が二十トンを超える場合にあつては、五十一万五千九百円に二十トン又は二十トンに満たない端数を増すごとに五万七千百円を加えた額）
十一　法第三十三条の二第二項の認可を受けようとする者	百四十三万百円（電子申請等による場合にあつては、百四十二万八千八百円）

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第二条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第七号中「これによって汚染された物」を「同法第一条に規定する放射性汚染物」に改め、「許可届出使用者等」の下に「（同法第二十八条第七項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）」を加える。

（経過措置）

第三条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行前にされた改正法による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項本文の許可（同項に規定する放射線発生装置の使用（以下単に「放射線発生装置の使用」という。）に係るものに限る。）又は旧法第十条第二項本文の許可（旧法第三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項のうち放射線発生装置の使用に係るものの変更に係るものに限る。）の申請であって、改正法の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

附　則

この政令は、改正法の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　平野　博文

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月二十八日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第七十一号

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条の見出しを「（第一条の規定による貸金業の規制等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）」に改め、同条中「規定する公益社団法人及び公益財団法人」の下に「（以下「公益法人」という。）」を、「平成十八年法律第五十号」の下に「。以下「整備法」という。」を、「特例民法法人」の下に「（以下「特例民法法人」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。